

98 民法・商法・訴訟法草案は法制局の審査を経ず直に元老院の議定に付せらるの件請議 [明治二十一年九月]

明治廿一年九月廿六日決定

(下條)

民法商法訴訟法草案内閣審査之義ハ法制局長官意見之通決定相成可然哉乞閣議

山田顯義
（黒田）
（山原）
（大隈）
（井上）
（松方）
（伊藤）
（森花押）
（花押）
（大山）
（榎本）
（伊藤）
（伊藤）

〔注記1〕法律取調委員長ノ覺書ヲ閲スルニ民法商法訴訟法略々成功セシヲ以テ本局并ニ元老院ヲシテ本年十一月ヨリ明年六月ニ至ル八個月間ニ之ヲ審査議了セシメ來ル明治二十一年七月ヲ期シテ之ヲ公布セントスルニ在リ

抑々法律ノ制定ハ反覆熟考以テ其ノ宜キヲ制スヘキ者ニシテ苟モ速成ヲ要スヘキ者ニアラス今法律取調委員長ノ覺書ニ拠リ本局ニ於テ審査スヘキ法律ノ条數ト日数トヲ比較スルニ民法千五百条商法八百五十条千百五十条（株道（加進））条ノ内三百八既ニ内閣ニ提出セシヲ以テ其余八百五十条訴訟法九百条合テ三千式百五十条アリ之ヲ七ヶ月ハ八ヶ月ノ予定ナリ間凡ソ一個月廿七日ノ執務トシ即チ百八十九日ヲ以テ算除スルニ一日

〔注記2〕

必ス十七条余ヲ議了セサルヘカラス蓋シ此ノ日子ヲ以テ此ノ条數ヲ議ス焉クンソ實際ノ適否ヲ審按スルノ余地アランヤ実地之ヲ審按スルノ余地ナクシテ強テ其ノ任ニ当ルハ徒ニ其ノ責ヲ塞

クノミニシテ本局ノ肯テ為スニ忍ヒサル所ナリ

曩キニ法律取調委員ノ審查ヲ經テ内閣ニ提出シタル帝国裁判構成法ハ現ニ本局ノ審按ヲ經タリ本局ノ意見ニ拠ルニ其ノ条項中反覆熟議ヲ要スル者ナクンハアラス或ハ恐ル他ノ法律モ亦此ノ例ニ均シキ者アラン若シ仮スニ時日ヲ以テセラレザレハ本局ハ更ニ審按ノ効ヲ見ルノ望ナキナリ

然リト雖モ民法其他各法ハ元ト特別ニ組織セラレタル法律取調委員ノ審査ヲ經タルモノニシテ且ツ他ニ急施ヲ要セラル、特別ノ事情アリテ猶予ヲ得サル者トセハ法制局ノ審查ヲ經スシテ直ニ元老院ノ議定ニ付セラル、方可然ナリ是レ尋常ノ順序ニアラスト雖モ亦止ヲ得サルモノナリトス

(注記3)

(該法ハ取調委員会ノ外務省ニ在リシキ既ニ大体ノ議決ヲ済セリ本会ニ於テハ再閲シテ些少ノ修正ヲ加ヘタルニ過キス^(マニ)

タルニ過キス

一 民法 (千五百条) 分テ四編トス

第一編 財産 (六百条)

第二編 担保 (三百条)

第三編 財産取得 (四百条)

第四編 証拠 (二百条)

一 商法 (千百五十条) 分テ四編トス

第一編 商ヒ一般 (八百九十条)

第二編 海商 (百五十条)

第三編 倒産 (九十五条)

第四編 商事ニ係ル争論 (十五条)

一 民事訴訟法 (九百条) 分テ九編トス

第一編 総則 (百八十七条)

第二編 第一審ノ訴訟手続 (百九十四条)

第三編 上訴 (七十九条)

第四編 再審 (二十九条)

第五編 為替訴訟 (十三条)

第六編 婚姻事件及ヒ禁治産事件 (四十八条)

第七編 強制執行 (三百〇二条)

第八編 公示催告手続 (二十七条)

第九編 仲裁々判手続 (二十一条)

以上四箇ノ法按目今取調ノ運ヒ左ノ如シ

第一編 裁判権 (八条)

第二編 裁判所及ヒ検事局 (五十四条)

第三編 裁判所検事局ノ官吏 (五十二条)

第四編 司法事務ノ取扱 (三十三条)

第五編 司法行政ノ職務及ヒ権 (十条)

一 裁判所構成法 上奏中

一 民法、第一編第二編全部及第三編ノ過半ヲ議了シ残余ハ第

三編ノ數十条及ヒ四編トス而メ来ル十一月初旬ニ取調

済ノ見込

一 商法、全部議了既ニ第一編中第一章乃至第六章（三百余

条）ハ上奏中ニシテ残余ハ再閱ニ係ル本年中ニ其再閱

モ終ルノ見込

一 民事訴訟法、第七編ノ取調中ニシテ既ニ六百余ヲ議了セ

リ是亦來ル十二月初旬ニ全部ノ取調ヲ終フルノ見込

右ノ次第ナルヲ以テ本年中ニハ必ス予期ノ如ク法律取調事務ヲ

了終スルヲ得ヘシ就テハ右法律ニ関スル向後ノ手続順序如何

ハ今日ニ於テ予メ決シ置ク必要ナリ先ツ

第一ニ要スルハ内閣法制局ニ於テ一応ノ審査ヲ為ス

第二 元老院ノ議決ヲ経ル

第三 右議決次第頒布スル（実施ハ後ニスルモ）

第四 頒布ニ遠カラサル時期ニ於テ英文ニ反訳スル

然ルニ法制局ノ審査元老院ノ議決ニ係ルヘキ法律ノ条数三千五

百条ノ多キニ達スルヲ以テ尋常ノ方法ニ依リ審査ヲナスキハ其

頒布ニ到ルマテハ三四年ノ日子ヲ要スル「必定ナラン而メ頒布

ノ期ハ來年ニ迫レリ英訳モ亦頒布ヲ逐フテ來年中ニハ成功セシ

メサル可ラス実ニ非常殊特ノ方法ニ依ルニ非レハ到底此目的ヲ

達スルヲ得サルヘシ故ニ今仮リニ法制局及ヒ元老院ニ於テ諸

法律ヲ審議スルノ課程ヲ定メ月表トナス左ノ如シ

法制局ノ審査

元老院ノ議決別表參見

十月	民法財産編 六〇〇条	裁判所構成法全部五編四回ノ會議
十一月	民法財產編 六〇〇条	商法第一編 六章
十二月	民法財產編 四〇〇条	商法第一編 六章
一月	商法第一編 凡四五〇条第七章以下全編	商法第一編 六章
二月	商法第二編 凡四〇〇条第三第四編	商法第二編 至第十二章乃
三月	民法凡五〇〇条担保編及証拠編	商法第三編 第廿二章第四
四月	訴訟法凡四八〇条第五乃至第四編	商法第廿二章八回同
五月	訴訟法凡四三〇条第五乃至第九編	民法担保編及証拠編第十八章十回同
六月	訴訟法第五乃至第十九編	訴訟法第一乃至第十回同
七月	（最終ノ頒布ノ月トス）	訴訟法第五乃至第十九編十回同

頒布及英訳ニ付テハ元老院議決ノ翌月ニ頒布シ頒布ト同時ニ英訳ヲ始ムルノ見込ナリ故ニ廿二年七月ヲ以テ右四法ノ頒布ヲ終ルヘキ予定ナリ

諸法律ニ関スル元老院會議割表

〔明治廿一年十月中ニ議決スヘキ分〕

一 裁判所構成法

〔第一回ノ會議〕 第一編 裁判権（八条）

第二回同 第二編 裁判所及ヒ檢事局（五十四条）

第三回同 第三編 裁判所及ヒ檢事局ノ官吏（五十二条）

第四回同 第四編 司法事務ノ取扱（三十三条）

第十回同	第七章 没収
第八章 法律ノ附与	二 条
第九章 遺贈	十六 条
第十章 無名契約	一 条
第十一章 贈与	五 条
第十二回ノ会議	九十三条
第十三回ノ同	三 条
第十四回ノ同	六 条
第十五回ノ同	四十四条
第十六章 射倖契約	二十二条
第十七章 消費貸借無期年金	廿四条
第十八章 使用貸借	二十四条
第十九章 寄托	三十一条
第二十章 代理	三十五条
第二十一章 勞務ノ賃貸借	十条
第二十二章 畜借	十一条
〔明治廿二年四月中ニ議決スヘキ分〕	五 条
第三編 担保 (三百四十四条)	二 条
第一部 対人担保	一 条
第二部 物上担保	一 条
第十六回ノ同	二 条
(朱書)	二 条
第十七回ノ同	二 条
第一章 保証	四十八条
第二章 連帶	四十五条
第一章 留置権	五 条

第十八回 同	第二章 動産質	二十条
第十九回 同	第三章 不動産質	十五条
第二十回 同	第四章 先取特權	六十五条
	第五章 抵當	百十三条
	第四編 証拠及特効 (百八十六条)	二百四十二条
	第一部 証拠	
	総則	
〔朱書〕	第廿一回ノ同	
	第一章 裁判官経験	十三条
	第二章 人為証拠	七十九条
	第三章 推測	十五条
	第二部 時効	
	第一章 時効ノ性質	十一条
	第二章 時効抛弃	二十二条
	第三章 時効中断	十三条
	第四章 時効停止	七条
	第五章 不動産取得時効	六条
	第六章 動産取得時効	四条
	第七章 免責時効	二十二条
	第八章 特別時効	十一条
〔朱書〕	第廿五回ノ同	
〔明治廿一年十一月中ニ議決スヘキ分〕	第廿四回ノ同	
一商法	第一条 時効	十三条
〔朱書〕	第廿二回ノ同	
〔明治廿一年十一月中ニ議決スヘキ分〕	第廿三回ノ同	
第一回ノ会議	第二章 時効	十三条
第一編 商ヒ一般 (八百九十条)	第三章 時効	十三条
第一章 商事及ヒ商人	第四章 時効	十三条
	第五章 時効	十三条
	第六章 時効	十三条
	第七章 時効	十三条
	第八章 時効	十三条

〔朱書〕	第二章 商業登録簿	十六条
	第三章 商業屋号	八条
	第四章 商業帳簿	十二条
	第五章 代理人	十二条
	第六章 商社	二百四十二条
〔朱書〕	第二回ノ同	
〔明治廿二年二月中ニ議決スヘキ分〕	第三回ノ同	
〔朱書〕	第四回ノ同	
〔明治廿二年三月中ニ議決スヘキ分〕	第五回ノ同	
	第六回ノ同	
	第七回ノ同	
	第八回ノ同	
	第九回ノ同	
	第十章 債	
	第十一章 保険	
〔朱書〕	第十二章 為替手形	
〔明治廿二年三月中ニ議決スヘキ分〕	第十三回ノ同	
〔朱書〕	第十四回ノ同	
〔朱書〕	第一章 船舶	
	第二章 船舶所有者	十五条
	第三章 船舶債主	十二条
	第四章 船長及船員	二十七条
	第五章 運漕契約	三十二条
	第六章 海天	十七条
	第七章 船舶書入契約	十七条
	第八章 海上保險	十七条
	第九章 時効	十七条
〔朱書〕	第十三回ノ同	
〔朱書〕	第十四回ノ同	
〔朱書〕	第十二回ノ同	
〔朱書〕	第十一回ノ同	
〔朱書〕	第十回ノ同	
〔朱書〕	第九回ノ同	
〔朱書〕	第八回ノ同	
〔朱書〕	第七回ノ同	
〔朱書〕	第六回ノ同	
〔朱書〕	第五回ノ同	
〔朱書〕	第四回ノ同	
〔朱書〕	第三回ノ同	
〔朱書〕	第二回ノ同	
〔朱書〕	第一回ノ同	
〔朱書〕	第一章 時効	
〔朱書〕	第二章 時効	
〔朱書〕	第三章 時効	
〔朱書〕	第四章 時効	
〔朱書〕	第五章 時効	
〔朱書〕	第六章 時効	
〔朱書〕	第七章 時効	
〔朱書〕	第八章 時効	
〔朱書〕	第九章 時効	
〔朱書〕	第十章 時効	
〔朱書〕	第十一章 時効	
〔朱書〕	第十二章 時効	
〔朱書〕	第十三章 時効	
〔朱書〕	第十四章 時効	
〔朱書〕	第十五章 時効	
〔朱書〕	第十六章 時効	
〔朱書〕	第十七章 時効	
〔朱書〕	第十八章 時効	
〔朱書〕	第十九章 時効	
〔朱書〕	第二十章 時効	
〔朱書〕	第二十一章 時効	
〔朱書〕	第二十二章 時効	
〔朱書〕	第二十三章 時効	
〔朱書〕	第二十四章 時効	
〔朱書〕	第二十五章 時効	
〔朱書〕	第二十六章 時効	
〔朱書〕	第二十七章 時効	
〔朱書〕	第二十八章 時効	
〔朱書〕	第二十九章 時効	
〔朱書〕	第三十章 時効	
〔朱書〕	第三十一章 時効	
〔朱書〕	第三十二章 時効	
〔朱書〕	第三十三章 時効	
〔朱書〕	第三十四章 時効	
〔朱書〕	第三十五章 時効	
〔朱書〕	第三十六章 時効	
〔朱書〕	第三十七章 時効	
〔朱書〕	第三十八章 時効	
〔朱書〕	第三十九章 時効	
〔朱書〕	第四十章 時効	
〔朱書〕	第四十一章 時効	
〔朱書〕	第四十二章 時効	
〔朱書〕	第四十三章 時効	
〔朱書〕	第四十四章 時効	
〔朱書〕	第四十五章 時効	
〔朱書〕	第四十六章 時効	
〔朱書〕	第四十七章 時効	
〔朱書〕	第四十八章 時効	
〔朱書〕	第四十九章 時効	
〔朱書〕	第五十章 時効	
〔朱書〕	第五十一章 時効	
〔朱書〕	第五十二章 時効	
〔朱書〕	第五十三章 時効	
〔朱書〕	第五十四章 時効	
〔朱書〕	第五十五章 時効	
〔朱書〕	第五十六章 時効	
〔朱書〕	第五十七章 時効	
〔朱書〕	第五十八章 時効	
〔朱書〕	第五十九章 時効	
〔朱書〕	第六十章 時効	
〔朱書〕	第六十一章 時効	
〔朱書〕	第六十二章 時効	
〔朱書〕	第六十三章 時効	
〔朱書〕	第六十四章 時効	
〔朱書〕	第六十五章 時効	
〔朱書〕	第六十六章 時効	
〔朱書〕	第六十七章 時効	
〔朱書〕	第六十八章 時効	
〔朱書〕	第六十九章 時効	
〔朱書〕	第七十章 時効	
〔朱書〕	第七十一章 時効	
〔朱書〕	第七十二章 時効	
〔朱書〕	第七十三章 時効	
〔朱書〕	第七十四章 時効	
〔朱書〕	第七十五章 時効	
〔朱書〕	第七十六章 時効	
〔朱書〕	第七十七章 時効	
〔朱書〕	第七十八章 時効	
〔朱書〕	第七十九章 時効	
〔朱書〕	第八十章 時効	
〔朱書〕	第八十一章 時効	
〔朱書〕	第八十二章 時効	
〔朱書〕	第八十三章 時効	
〔朱書〕	第八十四章 時効	
〔朱書〕	第八十五章 時効	
〔朱書〕	第八十六章 時効	
〔朱書〕	第八十七章 時効	
〔朱書〕	第八十八章 時効	
〔朱書〕	第八十九章 時効	
〔朱書〕	第九十章 時効	
〔朱書〕	第九十一章 時効	
〔朱書〕	第九十二章 時効	
〔朱書〕	第九十三章 時効	
〔朱書〕	第九十四章 時効	
〔朱書〕	第九十五章 時効	
〔朱書〕	第九十六章 時効	
〔朱書〕	第九十七章 時効	
〔朱書〕	第九十八章 時効	
〔朱書〕	第九十九章 時効	
〔朱書〕	第一百回 時効	

(朱書)	第一章 倒産	五 条
	第二章 倒産ノ結果	十一 条
	第三章 先取権	廿六 条
	第四章 警備処分	十二 条
(朱書)	第五章 倒産品ノ管理及売却	七 条
	第六章 債主	六 条
	第七章 和解	廿五 条
	第八章 配当	七 条
(朱書)	第九章 有罪倒産	五 条
	第十章 一身上ニ係ル倒産 <small>(加筆) (結果)</small>	四 条
(朱書)	第十一章 支払猶予	五 条
	第四編 商事ニ係ル争論	六 条
(朱書)	第一章 仲裁	八 条
	第二章 裁判執行	七 条
(朱書)	〔明治廿二年五月中ニ議決スヘキ分〕	
	一訴訟法	
	第一編 総則 (百八十七条)	四十一 条
(朱書)	第一章 裁判所	六十 条
(朱書)	第二章 原告被告	
(朱書)	第三章 訴訟手続	八十六 条
(朱書)	第二編 第一審ノ訴訟手続 (百九十四条)	
(朱書)	第一章 地方裁判所ノ訴訟手続 百七十二条	
(朱書)	第二章 区裁判所ノ訴訟手続 三十三条	
(朱書)	第三編 上訴 (七十七条)	

(朱書)	第六編 婚姻事件及ヒ禁治産事件 (四十九条)	三十九 条
(朱書)	第七回ノ同 第二章 上告	廿六 条
(朱書)	第八回ノ同 第三章 抗告	十二 条
(朱書)	第九回ノ同 第四編 〔再〕〔再〕審 (二十九条)	
(朱書)	〔明治廿二年六月中ニ議決スヘキ分〕	
(朱書)	〔第十回ノ同〕第五編 為替訴訟 (十三条)	
(朱書)	第六編 婚姻事件及ヒ禁治産事件 (四十九条)	三十九 条
(朱書)	第十一回ノ同 第一章 婚姻事件ノ訴訟手続	十九 条
(朱書)	第十二回ノ同 第二章 禁治産事件ノ訴訟手続	三十 条
(朱書)	第七編 強制執行 (三百〇二条)	
(朱書)	第十三回ノ同 第一章 総則	六十五 条
(朱書)	第十四回ノ同 第二章 金錢ノ債権ニ付テノ強制執行	一百〇一条
(朱書)	第十五回ノ同 第三章 錢ノ支払ヲ目的セタル債権ノ為メノ強制執行	十条
(朱書)	第十六回ノ同 第四章 仮差押及ヒ仮処 <small>(分力)</small>	廿六 条
(朱書)	第十七回ノ同 第八編 公示催告手続 (二十八条)	
(朱書)	第十八回ノ同 第九編 仲裁裁判手続 (二十二条)	
(注記1)		
(注記2)	〔局甲一五一〕	
(注記3)	〔三ノ三〕	
〔秘〕		

〔明治廿一年 公文雜報
内閣各局 2A.13, 70〕